

(別添4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(平成30年11月10日記載)

今回、第三者評価を受け、事業所の事業内容・サービスについて振り返る事が出来ました。管理職や主任・リーダーの意識と他のスタッフとの意識の違いがある事も知ることが出来ました。利用者さんのなかなか聴く事の出来ない思いも知ることが出来たと思います。良い面は継続し伸ばし、改善すべき点は改善しより良い支援につながるようにしたいと思います。

そのために法人理念等、私たちの支援・サービスの主になる部分の共有や理解を深めることが大切と感じました。(今年度法人全体で取り組んでいます。) また、より具体的な関わりにつながるよう利用者さん一人ひとりの思いに耳を傾け、利用者さんに伝えるべき事はしっかり伝えていけるような体制を整えていきたいと思っています。

ありがとうございました。

かりがね福祉会 かりがね共同生活サポートセンター
所長 三井 千愛

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名及び押印をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。